

令 5 技術管理第 675 号  
令和 6 年(2024 年) 2 月 26 日

一般社団法人 山口県建築協会  
会長 磯部 雄一 様

山口県知事 村岡 嗣政

### 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底等の観点から、また、本年 4 月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について約 7%引き上げることとし、例年 4 月の改定時期を前倒しして 3 月 1 日から適用することとしました。

御承知のように、令和元年 6 月に改正された品確法では、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保・育成が基本理念とされています。また、県においては、持続可能な建設産業の構築に向け、将来の県内建設産業を担う若者・女性の確保・育成や建設産業の活性化支援に取り組んでいるところです。

県としましては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続され、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが、重要と考えています。

については、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう貴協会員の皆様に周知をお願いいたします。

### 記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導